

委 員 会 規 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、パーク上尾団地管理組合（以下「管理組合」という）の業務である管理に関する事項を適正に実施するために委員会組織を運用することを目的とする。

(委員会の設置)

第 2 条 理事会は、パーク上尾団地管理組合規約（以下「管理規約」という）及び総会決議事項による業務を遂行するために委員会を設置し運用する。

(委員会の組織)

第 3 条 委員会の組織は、次の各号により構成する。

- 1) 総務委員会
- 2) 財務経理委員会
- 3) 長期修繕委員会
- 4) 営繕委員会
- 5) 環境衛生委員会
- 6) 防災委員会
- 7) 駐車駐輪委員会
- 8) 広報委員会

第 2 章 委 員

(委員の選出)

第 4 条 各委員会の委員は、理事の希望を考慮し決定することとする。ただし、理事会の承認を得て有識者、理事経験者等を委員とすることができる。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、理事の在任期間とし、欠員により就任する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の業務)

第 6 条 委員は、法律、管理規約及び総会の決議を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務を負う。

(委員の責任)

第 7 条 委員の執行した業務に関する責任は、組合員全員が負う。ただし、故意または重大な過失による場合についてはこの限りではない。

第 3 章 委 員 会

(構 成)

第 8 条 委員会は、委員数名により構成する。

(委員長及び副委員長)

第 9 条 委員長及び副委員長は、委員の互選により 1 名ずつ選出する。

(招 集)

第 10 条 委員会は定例委員会及び必要に応じて開催する臨時委員会とがあり、委員長が招集する。

(定足数)

第 11 条 委員会には特に定足数は規定しない。

(議決方法及び活動報告)

第 12 条 委員会の議事はすべて合議制とする。

- 2、 委員会は、活動報告書を理事会に提出しなければならない。
- 3、 委員会で決議した事項については、理事会の決議を要する。

(総務委員会の業務)

第 13 条 管理規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を総務委員会の業務とする。

- 1) 管理組合の規約等及び業務上作成された情報の管理
- 2) 各工事履歴
- 3) 各備品管理
- 4) 管理組合のホームページの運営管理
- 5) 防犯カメラシステム運用の管理
- 6) その他前各号に附随する業務

(財務経理委員会の業務)

第 14 条 管理規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を財務経理委員会の業務とする。

- 1) 修繕積立金の管理と運用計画の立案
- 2) 長期修繕・改修に関する資金計画の立案
- 3) 管理費、使用料等の管理
- 4) その他前各号に附随する業務

(長期修繕委員会の業務)

第 15 条 管理規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を長期修繕委員会の業務とする。

- 1) 諸施設・設備に関する長期的修繕・改修計画の立案及び実施
- 2) 修繕・改修に関する資料収集及び分析
- 3) その他前各号に附随する業務

(営繕委員会の業務)

第 16 条 管理規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を営繕委員会の業務とする。

- 1) 諸施設・設備に関する定期的調査及びそれに伴う修繕の実施
- 2) 各棟共用部分及び団地共用部分の清掃管理
- 3) 専有部分等の修繕等の管理
- 4) その他前各号に附随する業務

(環境衛生委員会の業務)

第 17 条 管理規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を環境衛生委員会の業務とする。

- 1) 本団地の諸施設・設備・敷地等環境に関する管理
- 2) 本団地の敷地等、共用部分の植栽管理
- 3) ペットの飼育者管理と規約遵守の推進
- 4) その他前各号に附随する業務

(防災委員会の業務)

第 18 条 管理規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を防災委員会の業務とする。

- 1) パーク上尾団地自主防災会との協働による防災計画の運用・推進に関する業務
- 2) 防災設備・機器の定期点検の実施と防災機関への報告・連絡・届出等に関する業務
- 3) 火災予防上の必要な業務
- 4) その他各号に附随する業務

(駐車駐輪委員会の業務)

第 19 条 管理規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を駐車駐輪委員会の業務とする。

- 1) 駐車駐輪に関する利用管理
- 2) 駐車場使用細則・駐輪場使用細則の管理と遵守の推進
- 3) 駐車場・駐輪場設備の維持管理
- 4) その他各号に附随する業務

(広報委員会の業務)

第 20 条 管理規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を広報委員会の業務とする。

- 1) 組合員への一般的広報事項
- 2) 会報・機関紙等の編集・発行
- 3) その他各号に附随する業務

(議事録の作成)

第 21 条 委員会の議事については、議事録を作成し総務委員会が保管する。

付 則

(委員会規則の発効)

第 1 条 本規則は、2023年6月1日から効力を生じる。

(委員会規則の改正)

第 2 条 本規則の変更又は廃止は、団地総会の決議を経なければならない。